

長野県地域防災計画

火山災害対策編

令和 6 年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考																				
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 6 指定地方公共機関 <table><tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>(6)放送事業者</td><td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr><tr><td>(7)長野県情報ネットワーク協会</td><td><u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">(以下略)</td></tr></table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(中略)		(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7)長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(以下略)		第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 6 指定地方公共機関 <table><tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>(6)放送事業者</td><td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr><tr><td>(7)長野県情報ネットワーク協会</td><td><u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr><tr><td colspan="2">(以下略)</td></tr></table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(中略)		(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7)長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(以下略)		文言の修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(中略)																						
(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																					
(7)長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																					
(以下略)																						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(中略)																						
(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																					
(7)長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																					
(以下略)																						

新	旧	修正理由・備考
第1節 火山災害に強い県づくり 第3 計画の内容 2 火山災害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（全部局） (ア) 災害に強いまちの形成 b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。 (オ) 災害応急対策等への備え 1 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。なお、火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。 (略) イ【市町村が実施する計画】 (ア) 火山災害に強いまちの形成 i 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。なお、火山活動の状況や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。 (中略) (カ) 火山災害警戒地域の指定 b 火山災害警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において次の事項を定めるものとする。 (f) 避難促進施設に関する事項 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。 なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成又は変更し公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものと	第1節 火山災害に強い県づくり 第3 計画の内容 2 火山災害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（全部局） (ア) 災害に強いまちの形成 b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。 (オ) 災害応急対策等への備え 1 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。 (略) イ【市町村が実施する計画】 (ア) 火山災害に強いまちの形成 i 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。 (中略) (カ) 火山災害警戒地域の指定 b 火山災害警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において次の事項を定めるものとする。 (f) 避難促進施設に関する事項 また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。 なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成しなければならない。	国の防災基本計画に合わせて修正 文言の修正 国の防災基本計画に合わせて修正

<u>し、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</u> (中略) (ク) 避難促進施設の指定 <u>(ケ) 避難促進施設の支援</u> <u>必要に応じて火山防災協議会の意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練を実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</u>	(中略) (ク) 避難促進施設の指定 <u>(新設)</u>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
第3節 情報の収集・連絡体制計画	第3節 情報の収集・連絡体制計画	
第3 計画の内容	第3 計画の内容	
1 情報の収集・連絡体制の整備	1 情報の収集・連絡体制の整備	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
ア【県が実施する計画】	ア【県が実施する計画】	
(オ) <u>目視、撮影等により情報を収集するため、航空機、無人航空機等の効果的な運用を推進する。(全部局)</u>	(オ) <u>映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。(警察本部)</u>	国の防災基本計画に合わせて修正
(中略)	(中略)	
(ケ) 情報を一元的に収集・伝達する「 <u>長野県</u> 防災情報システム」の効果的運用を推進する。(危機管理部)	(ケ) 情報を一元的に収集・伝達する「防災情報システム」の効果的運用を推進する。(危機管理部)	風水害対策編と記載の統一
(コ) 「 <u>長野県</u> 防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。(危機管理部)	(コ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。(危機管理部)	
(サ) <u>国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBOWEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</u>	<u>(新規)</u>	国の防災基本計画に合わせて修正
(シ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)	(サ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)	
(ス) 噴火警報・予報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。	(シ) 噴火警報・予報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。	
(セ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。	(ス) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。	
(ソ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)	(セ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)	
(略)	(略)	
イ【市町村が実施する計画】	イ【市町村が実施する計画】	
(キ) 「 <u>長野県</u> 防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。	(キ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。	風水害対策編と記載の統一
(ク) <u>国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBOWEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u>	<u>(新規)</u>	国の防災基本計画に合わせて修正
(ケ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進するものとする。	(ク) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進するものとする。	

(コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。 (サ) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。 (シ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。 (略) 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ウ) <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、</u>火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。（危機管理部、警察本部） (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MC A移動無線、<u>公共安全モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部） (略) イ【市町村が実施する計画】 (エ) <u>通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、</u>火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。 (オ) 衛星携帯電話、MC A移動無線、<u>公共安全モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。	(ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。 (コ) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。 (サ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。 (略) 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ウ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。（危機管理部、警察本部） (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MC A移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部） (略) イ【市町村が実施する計画】 (エ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。 (オ) 衛星携帯電話、MC A移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。	国の防災基本計画に合わせて修正
---	--	------------------------

新	旧	修正理由・備考
第6節 救助・救急・医療計画 第1 基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1 <u>か</u>所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1 <u>か</u>所以上の地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。 (略) 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 現状及び課題 <u>令和5</u>年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車<u>120</u>台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車<u>99.2</u>%である。 これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 (略) 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(健康福祉部) (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13 <u>か</u>所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・<u>災害支援ナース</u>(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。 また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。	第6節 救助・救急・医療計画 第1 基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1 <u>カ</u>所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1 <u>箇</u>所以上の <u>、</u>地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。 (略) 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 現状及び課題 <u>令和4</u>年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車<u>119</u>台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車<u>98.3</u>%である。 これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である (略) 3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(健康福祉部) (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13 <u>箇</u>所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・<u>災害時小児周産期リエゾン</u>(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。 また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。	字句の修正 時点更新 字句の修正 活動実態に合わせた修正及び国の防災基本計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第 1 1 節 避難の受入活動計画 第 1 基本方針 災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客、（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。 また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。 そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。 （略） 第 3 計画の内容 1 避難計画の策定等 （2）実施計画 ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】 （イ）市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供するものとする。 （略） 2 避難場所の確保 （2）実施計画 イ【市町村が実施する計画】 （ア）市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、	第 1 1 節 避難の受入活動計画 第 1 基本方針 災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客、（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。 また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。 そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。 （略） 第 3 計画の内容 1 避難計画の策定等 （2）実施計画 ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】 （イ）市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の対応に関する情報を提供するものとする。 （略） 2 避難場所の確保 （2）実施計画 イ【市町村が実施する計画】 （ア）市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平	国の防災基本計画に合わせて修正

収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。 また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。 (中略) (オ) <u>指定</u>緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。 (カ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>指定</u>緊急避難場所から<u>指定</u>避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 (略) 3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染<u>症</u>患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。 (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。 <u>(キ) 避難所が円滑に開設されるよう、好事例の展開や研修の実施等、必要な支援に努めるものとする。(危機管理部)</u> (略) イ【市町村が実施する計画】 (ケ) 指定避難所に指定した施設については、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。	常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。 (中略) (オ) 緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。 (カ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 (略) 3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染<u>者</u>患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。 (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。 <u>(新設)</u> (略) イ【市町村が実施する計画】 (ケ) 指定避難所に指定した施設については、<u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。	文言の整理 誤字の修正 国の防災基本計画に合わせて修正 避難所の円滑な開設のための支援のための取組を追記 国の防災基本計画に合わせて修正
---	---	---

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。 (コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 (中略) (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、L P ガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。	(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 (中略) (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、L P ガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。	誤字の修正 国の防災基本計画に合わせて修正
--	--	-------------------------------------

新	旧	修正理由・備考
第20節 下水道施設等災害予防計画 → 風水害対策編 参照	第20節 下水道施設等災害予防計画 (略)	実施する対策が風水害対策編と同様であることから、他箇所と同様に風水害対策編を参照するように修正

新	旧	修正理由・備考
第 2 1 節 通信・放送施設災害予防計画 第 3 計画の内容 4 電気通信施設災害予防 (2) 実施計画 ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものと<u>し、特に、地方公共団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮するもの</u>とする。 また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施するものとする。	第 2 1 節 通信・放送施設災害予防計画 第 3 計画の内容 4 電気通信施設災害予防 (2) 実施計画 ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。 また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施するものとする。	国の防災基本計画に 合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第24節 土砂災害等の災害予防計画 第3 計画の内容 4 山地災害危険地対策 (1) 現状及び課題 山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和6年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,739箇所、崩壊土砂流出危険地区4,660箇所である。	第24節 土砂災害等の災害予防計画 第3 計画の内容 4 山地災害危険地対策 (1) 現状及び課題 山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和4年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,727箇所、崩壊土砂流出危険地区4,645箇所である。	時点更新

新	旧	修正理由・備考
第26節 建築物災害予防計画 第3 計画の内容 2 文化財 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】<u>（県民文化部）</u> 各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 (ア) 市町村<u>文化財所管部局</u>を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。	第26節 建築物災害予防計画 第3 計画の内容 2 文化財 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】<u>（教育委員会）</u> <u>教育委員会</u>は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 (ア) 市町村<u>教育委員会</u>を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。	組織改正による修正

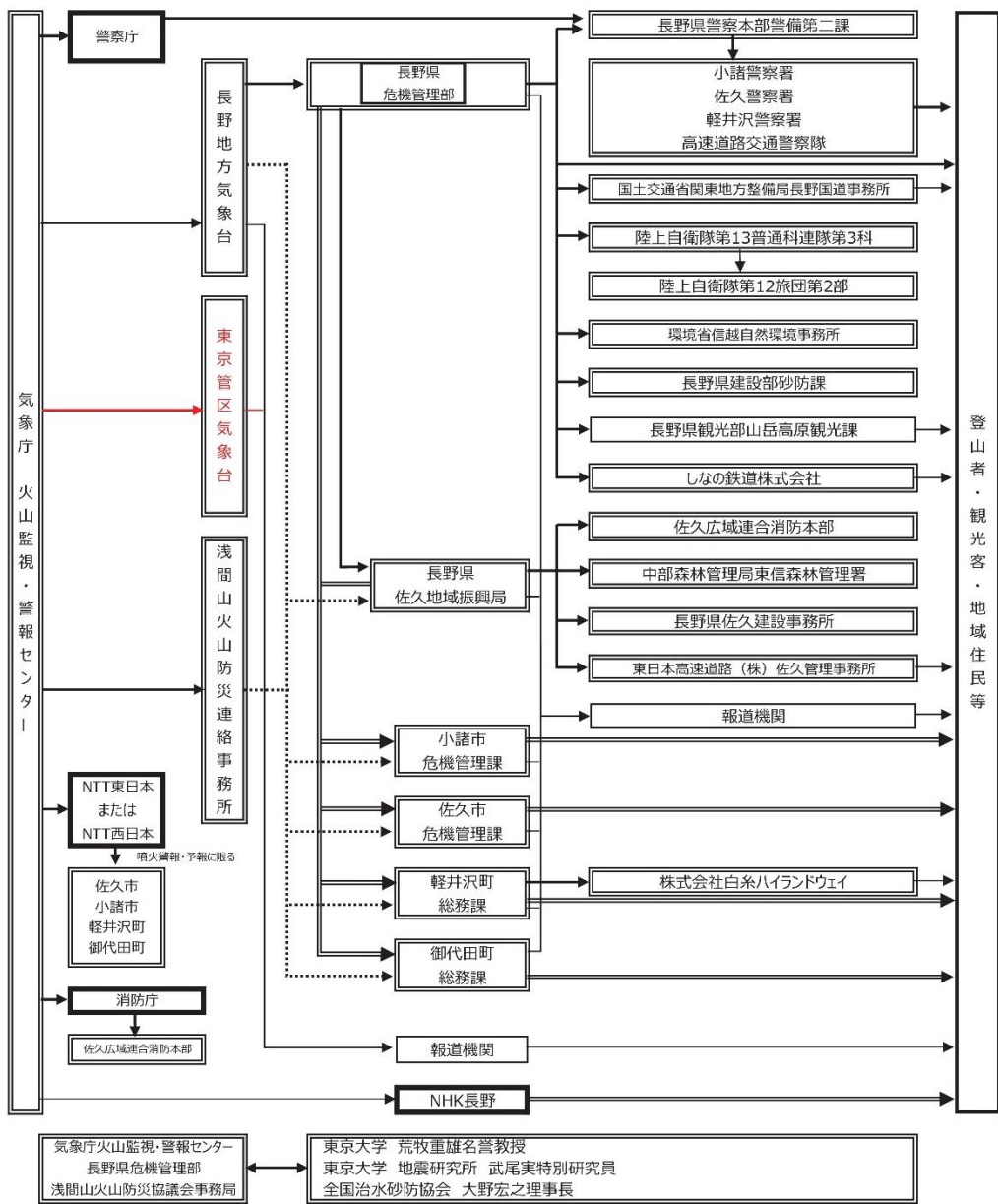
新	旧	修正理由・備考
第27節 道路及び橋梁災害予防計画	第27節 道路及び橋梁災害予防計画	
第3 計画の内容	第3 計画の内容	
1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備	1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
ア【県が実施する計画】	ア【県が実施する計画】	緊急輸送道路の見直しに伴い修正
(オ) <u>第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路</u> を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）	(オ) 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）	
ウ【関係機関が実施する計画】	ウ【関係機関が実施する計画】	防災基本計画に準じ実態に即して修正
(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、火山災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）	(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、火山災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）	
(ウ) <u>発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。（地方整備局）</u>	<u>(新規)</u>	
(エ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。 東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）	(ウ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。 東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）	
(オ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）	(エ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）	

新	旧	修正理由・備考
第32節 防災知識普及啓発 第1 基本方針 「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄や火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に火山災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、県、市町村及び指定行政機関等は、「<u>火山防災の日</u>」、「信州 火山防災の日」及び防災関連行事等を通じ、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。 (略) 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（全部局） (ア) 県民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 <u>なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> (中略) (ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	第32節 防災知識普及啓発 第1 基本方針 「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄や火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に火山災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、県、市町村及び指定行政機関等は、「信州 火山防災の日」及び防災関連行事等を通じ、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。 (略) 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（全部局） (ア) 県民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 (中略) (ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	国の防災基本計画に合わせて修正

(略) イ【市町村が実施する計画】 (コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	(略) イ【市町村が実施する計画】 (コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	
---	---	--

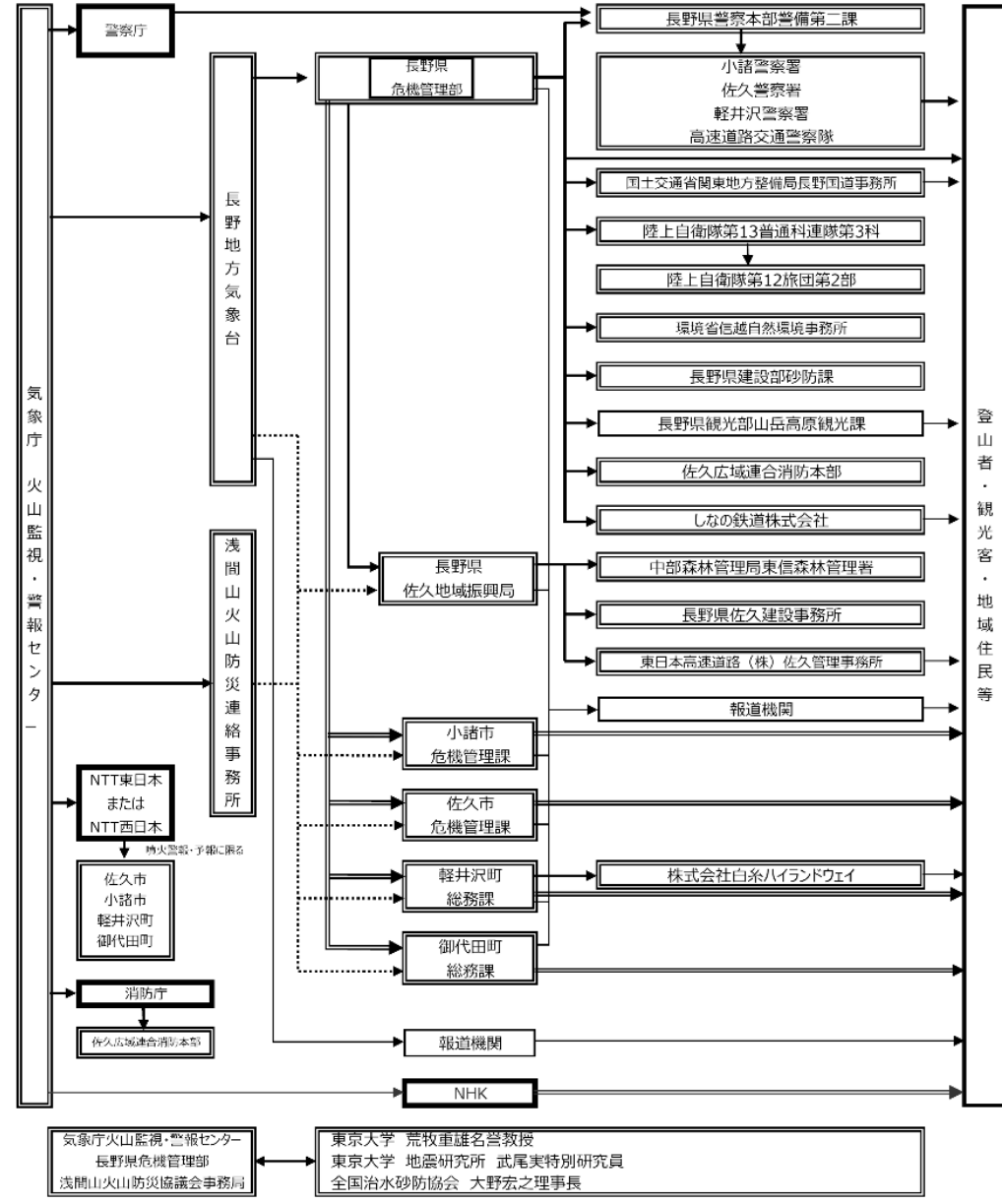
新	旧	修正理由・備考
第1節 火山災害に強い県づくり 第3 活動の内容 3 警戒区域の設定、避難指示等 別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統 (2)火山活動解説資料の伝達系統図 注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう	第1節 火山災害に強い県づくり 第3 活動の内容 3 警戒区域の設定、避難指示等 別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統 (2)火山活動解説資料の伝達系統図 注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう	文言の修正

別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図
(1) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図



- ・二重枠で囲まれている機関は、浅間山火山防災協議会構成機関。
- ・太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・実線は気象庁が発表する浅間山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

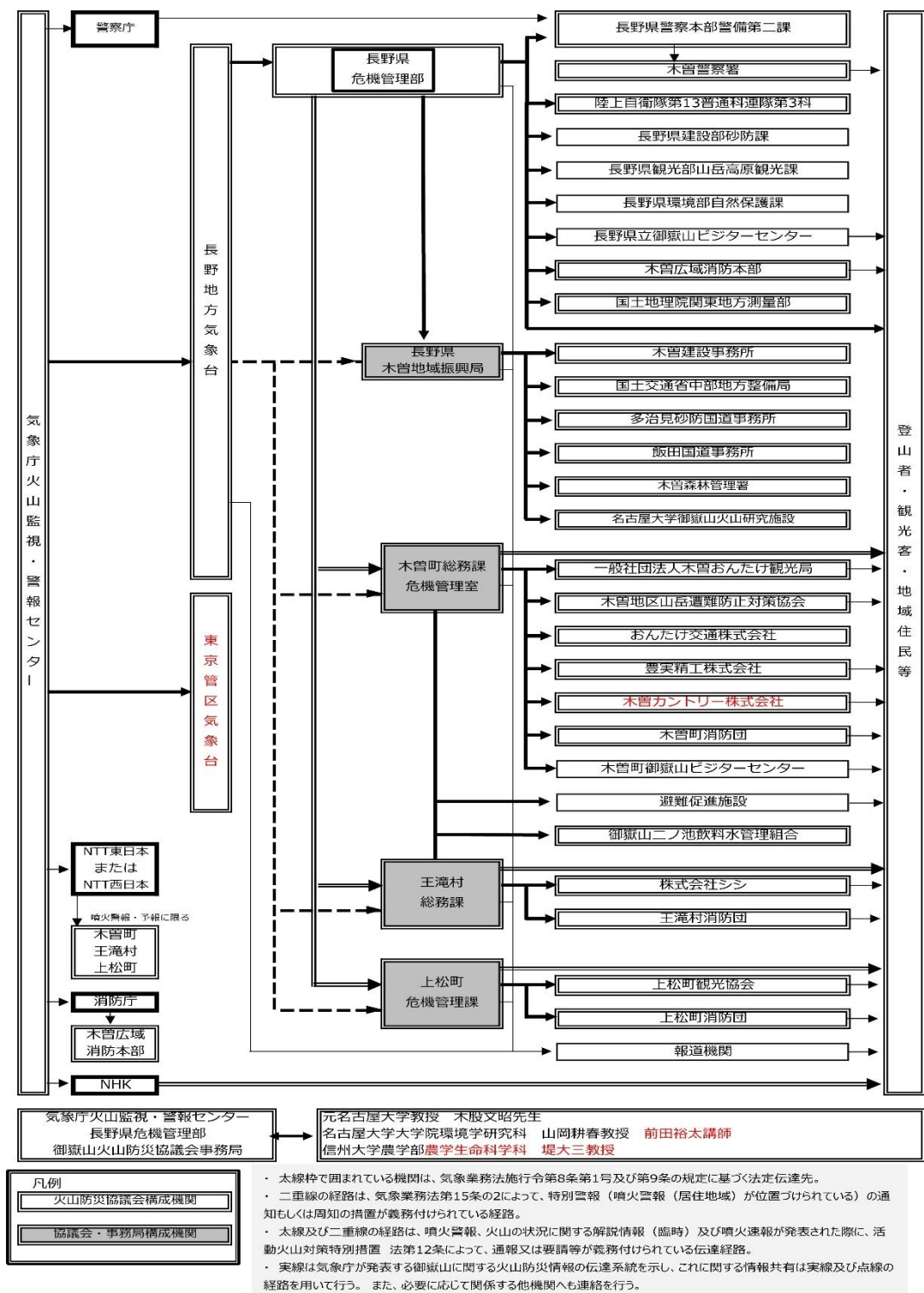
別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図
(1) 浅間山火山防災協議会の連絡系統図



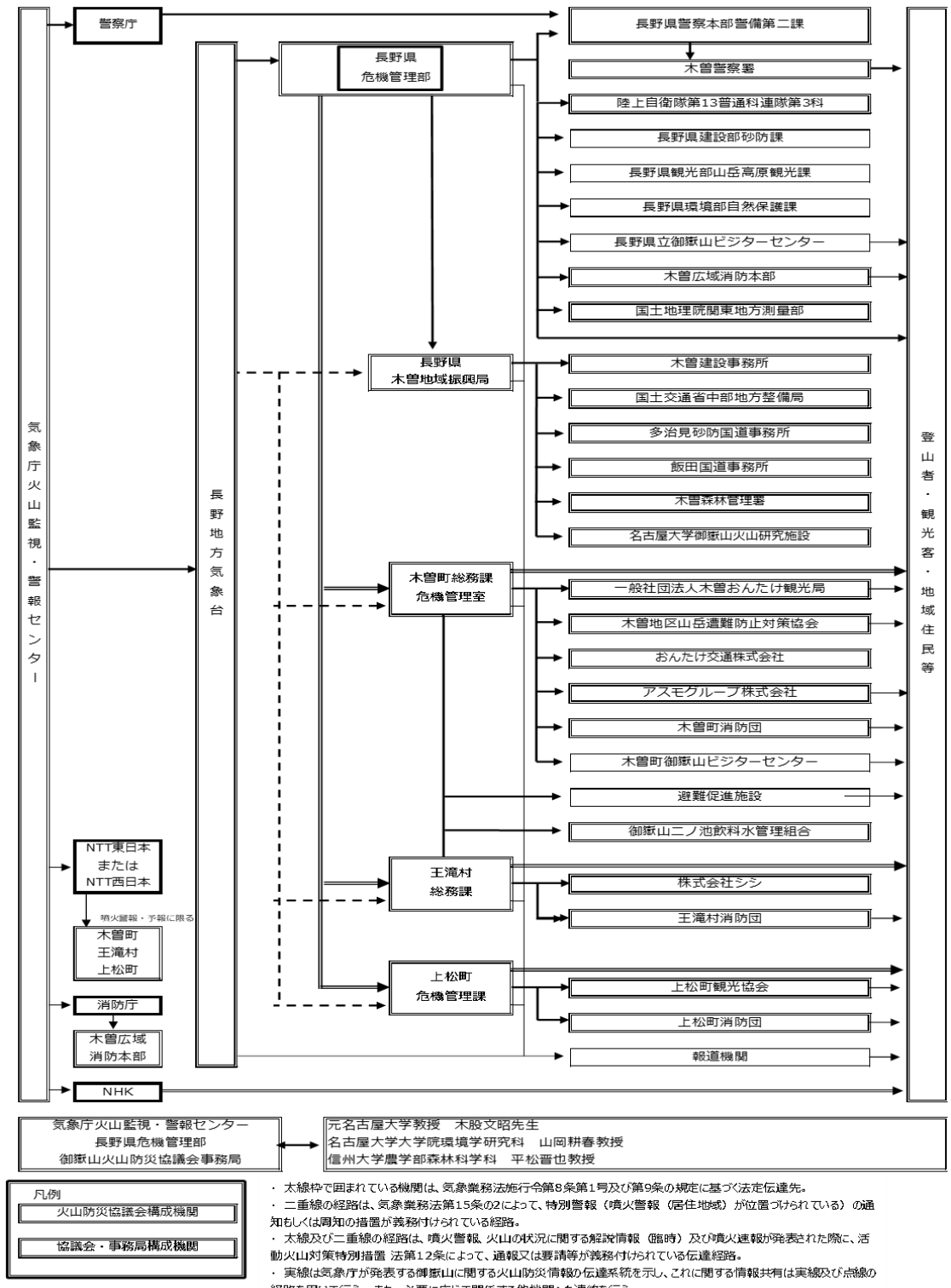
- ・二重枠で囲まれている機関は、浅間山火山防災協議会構成機関。
- ・太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・実線は気象庁が発表する浅間山に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

時点更新

(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図

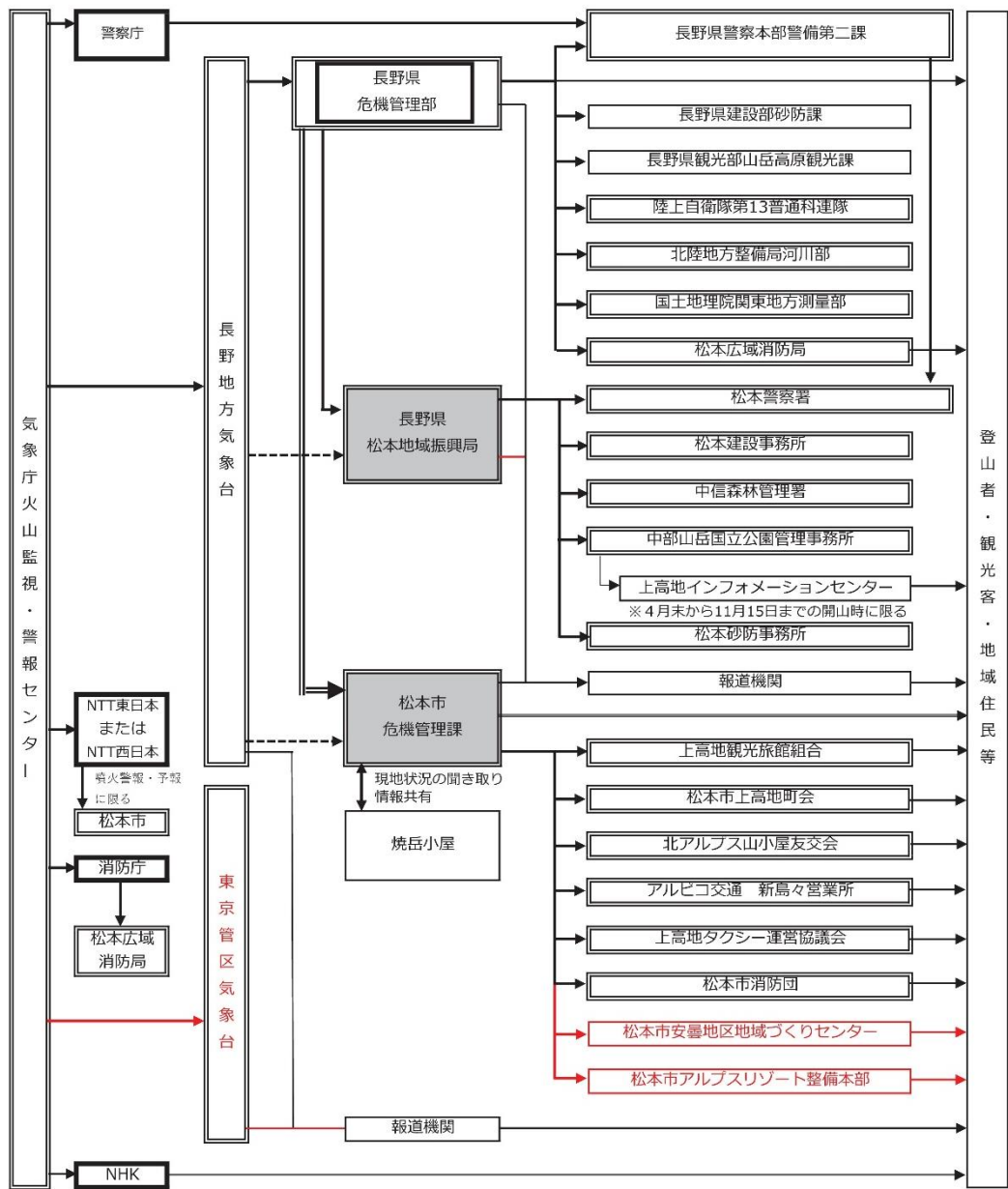


(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図



時点更新

(3) 焼岳火山防災協議会の連絡系統図



気象庁火山監視・警報センター
長野県危機管理部
焼岳火山防災協議会事務局

国立大学法人京都大学防災研究所付属地震災害研究センター 上宝観測所 大見士朗所長
国立研究開発法人産業技術総合研究所 及川輝樹主任研究員
国立大学法人山梨大学大学院総合研究部工学域 秦康範准教授
国立大学法人京都大学防災研究所 宮田秀介准教授
国立大学法人信州大学理学部理学科 斎藤武土教授

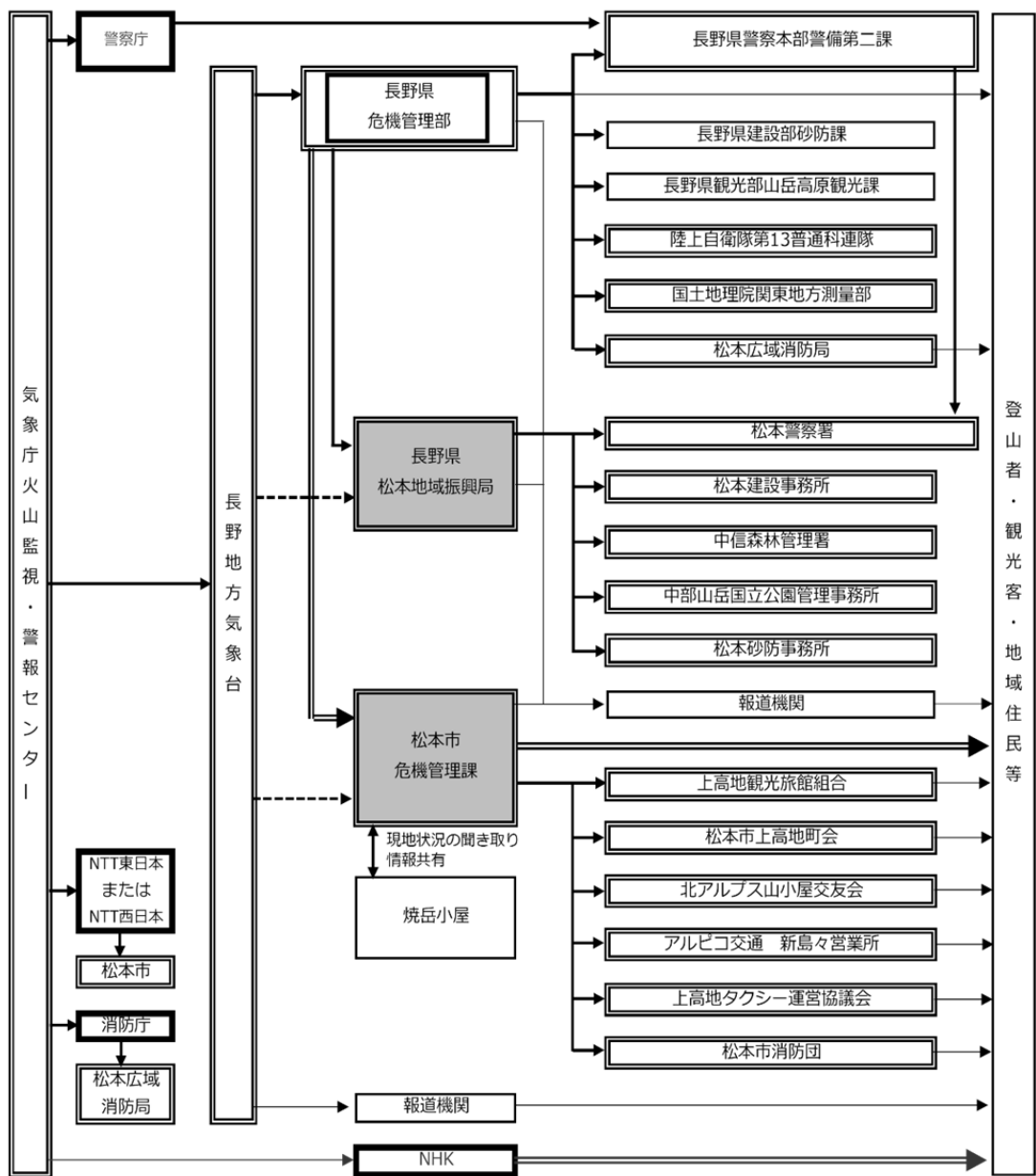
凡例

火山防災協議会構成機関

協議会・事務局構成機関

- 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- 実線は気象庁が発表する乗鞍岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

(3) 焼岳火山防災協議会の連絡系統図



気象庁火山監視・警報センター
長野県危機管理部
焼岳火山防災協議会事務局

京都大学防災研究所付属地震予知研究センター 上宝観測所 大見士朗所長
国立研究開発法人産業技術総合研究所 及川輝樹主任研究員
国立大学法人信州大学農学部 平松晋也教授

凡例

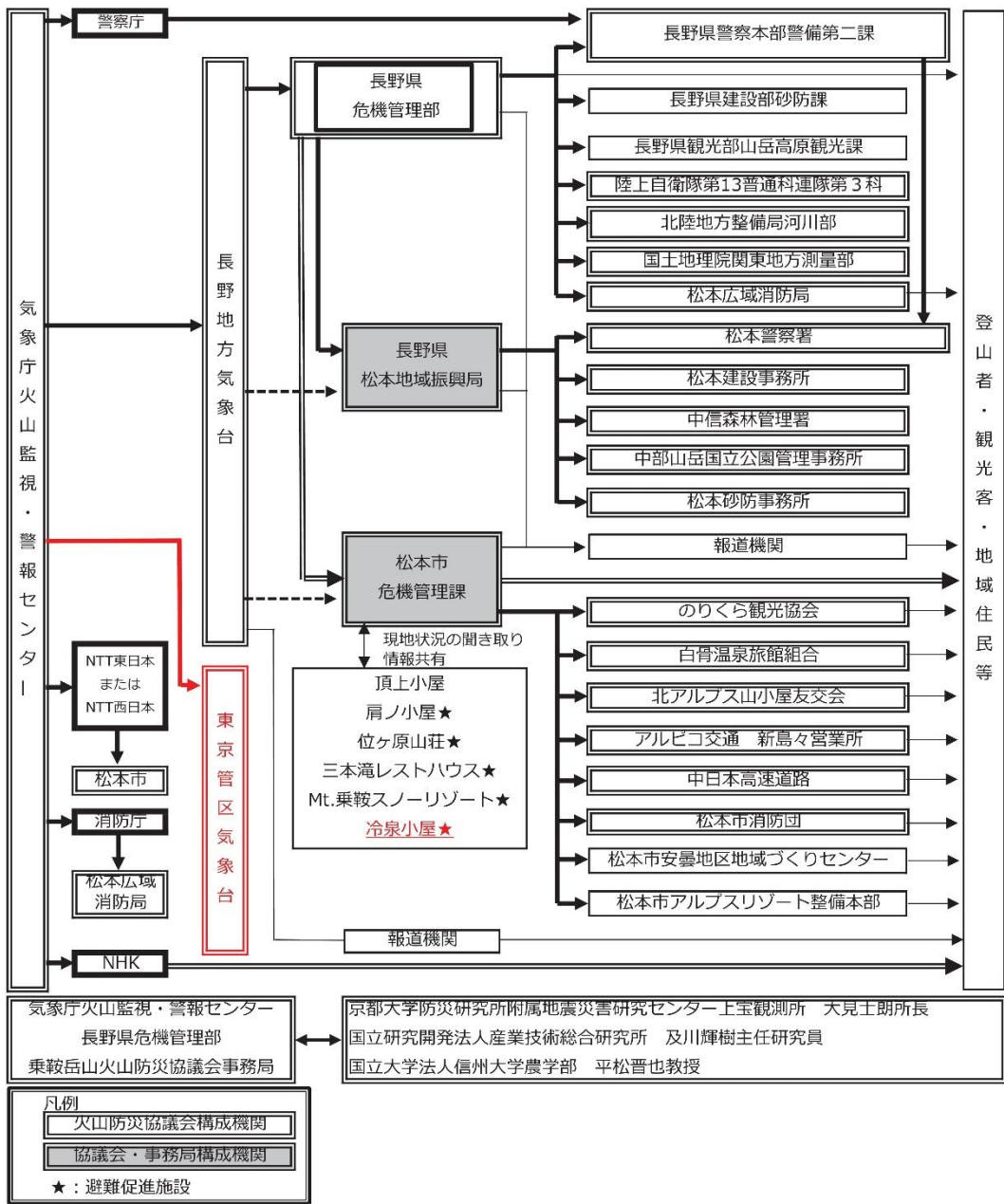
火山防災協議会構成機関

協議会・事務局構成機関

- 太線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- 太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- 実線は気象庁が発表する乗鞍岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

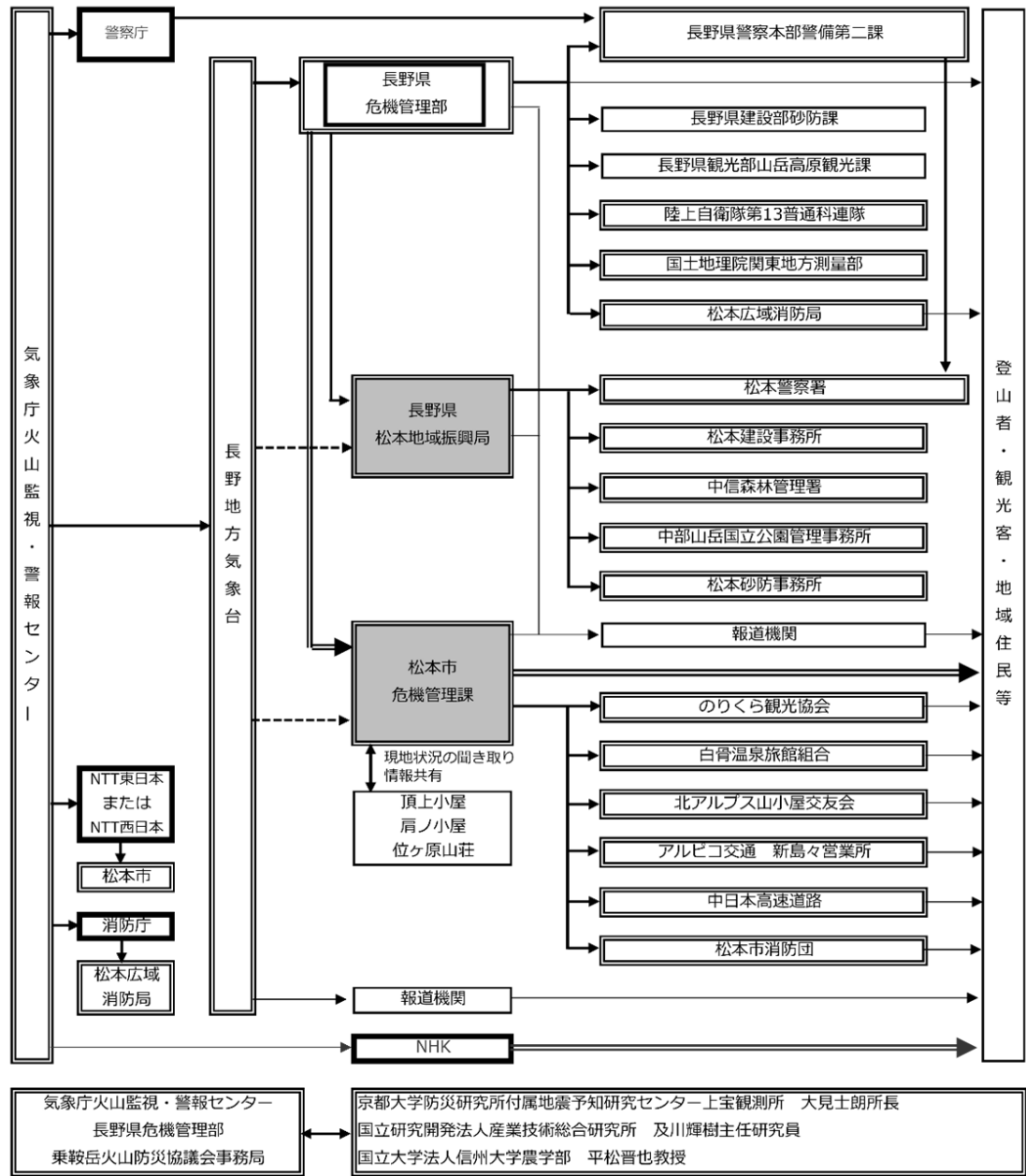
時点更新

(4) 乗鞍岳火山防災協議会の連絡系統図



- ・太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・実線は気象庁が発表する乗鞍岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

(4) 乗鞍岳火山防災協議会の連絡系統図



- ・太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報（噴火警報（居住地域）が位置づけられている）の通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。
- ・太線及び二重線の経路は、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。
- ・実線は気象庁が発表する乗鞍岳に関する火山防災情報の伝達系統を示し、これに関する情報共有は実線及び点線の経路を用いて行う。また、必要に応じて関係する他機関へも連絡を行う。

時点更新

新	旧	修正理由・備考
第2節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 2 被害状況等の調査と調査責任機関 (3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。 なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。 (略) 4 災害情報の収集・連絡系統 (3) 関係機関における実施事項の概要 関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。 ア 被害報告等 (ア) 県（本庁）の実施事項 g 危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により<u>必要な職員を速やかに派遣</u>する。 (イ) 県現地機関等の実施事項 d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。 (略) 5 通信手段の確保 各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。	第2節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 2 被害状況等の調査と調査責任機関 (3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。 なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。 (略) 4 災害情報の収集・連絡系統 (3) 関係機関における実施事項の概要 関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。 ア 被害報告等 (ア) 県（本庁）の実施事項 g 危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により<u>派遣の要否を決定</u>する。 (イ) 県現地機関等の実施事項 d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。 (略) 5 通信手段の確保 各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。	風水害対策編と記載の統一 国の防災基本計画に合わせて修正 風水害対策編と記載の統一 国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第 1 1 節 障害物の処理活動 第 3 活動の内容 1 障害物除去処理 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(各部局) (ア) 実施機関 a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、<u>道路啓開計画に基づき</u>建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。	第 1 1 節 障害物の処理活動 第 3 活動の内容 1 障害物除去処理 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(各部局) (ア) 実施機関 a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。	道路啓開計画の策定に基づき修正

新	旧	修正理由・備考
第12節 避難受入及び情報提供活動 第3 活動の内容 4 避難所等の開設・運営 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 市町村長の報告等により、避難所の開設状況や在宅・車中泊避難者等への支援状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに市町村の要請に応じ指定避難所等に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部) (イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。 なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。 (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。(危機管理部、健康福祉部) (カ) 在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、市町村と協力し、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。(危機管理部、健康福祉部) (略) イ【市町村が実施する対策】 (コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。 a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮 b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供 c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置 d 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保 e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 (a) パーティション等によるプライバシーの確保状況 (b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況 (c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度 (d) 洗濯等の頻度 (e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 (f) 暑さ・寒さ対策の必要性	第12節 避難受入及び情報提供活動 第3 活動の内容 4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部) (イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。 なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。 (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (新設) (略) イ【市町村が実施する対策】 (コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。	国の防災基本計画に合わせて修正 国の防災基本計画に合わせた修正及び記載方法の整理

<u>(g)</u> 食料の確保、配食等の状況 <u>(h)</u> し尿及びごみの処理状況 <u>f</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に<u>努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u> (サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (中略) (ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 <u>b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。</u> <u>c</u> 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。 <u>d</u> 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。 (a) 介護職員等の派遣 (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ <u>e</u> 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 <u>f</u> 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。 (中略) (テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 <u>(ト) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>(ナ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等</u>	(サ) 指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (中略) (ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。 a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。 <u>(新設)</u> <u>b</u> 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。 <u>c</u> 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。 (a) 介護職員等の派遣 (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ <u>d</u> 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。 <u>e</u> 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。 (中略) (テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	性的マイノリティの方への配慮を追記 国の防災基本計画に合わせて修正
---	--	---

<u>の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>(ニ)</u> 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。 <u>(ヌ)</u> 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 <u>(ネ)</u> 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (略) 6 住宅の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部) a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 (略) イ【市町村が実施する対策】 (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心<u>に</u>ケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。	<u>(ト)</u> 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。 <u>(ナ)</u> 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 <u>(ニ)</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (略) 6 住宅の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部) a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 (略) イ【市町村が実施する対策】 (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心<u>に</u>ケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。	誤字の修正
---	---	--------------

新	旧	修正理由・備考
第29節 土砂災害等応急活動 第3 活動の内容 1 土砂流出、泥流対策 (2) 実施計画 イ【国が実施する対策】（地方整備局） (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）は、<u>被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動</u>を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊<u>や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。	第29節 土砂災害等応急活動 第3 活動の内容 1 土砂流出、泥流対策 (2) 実施計画 イ【国が実施する対策】（地方整備局） (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第2節 安全確保対策 第3 取組みの内容 2 応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等 (2) 実施計画 ア【県及び市町村が実施すべき対策】 (ア) 応急仮設住宅 a 県が実施すべき対策 (a) <u>応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。(国から通知があった場合はこの限りでない。)</u> (d) (一社)プレハブ建築協会、(一社) 全国木造建設事業協会及び(一社) 長野県建設業協会、<u>(一社) 日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社) 日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設</u>を要請する。	第2節 安全確保対策 第3 取組みの内容 2 応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等 (2) 実施計画 ア【県及び市町村が実施すべき対策】 (ア) 応急仮設住宅 a 県が実施すべき対策 (a) <u>応急仮設住宅の設置戸数は、市町村長から要請のあったとき、原則として全焼、全壊、又は流失戸数の3割以内で決定する。</u>(危機管理部、建設部) (d) (一社)プレハブ建築協会、(一社) 全国木造建設事業協会及び(一社) 長野県建設業協会<u>へ協力を</u>要請する。(建設部)	風水害対策編と記載の統一